

山形県後期高齢者医療広域連合議会会議録

平成29年2月定例会

平成29年2月14日

目 次

平成29年2月定例会

2月14日（火曜日）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	1
議事日程第1号	1
本日の会議に付した事件	2
開議	2
議席指定	2
会期の決定	2
会議録署名議員指名	3
諸報告	3
議案上程（議第1号、議第2号及び議第3号）	3
提案理由の説明……………広域連合長	3
補足の説明……………事務局次長、事業課長	4
質疑	8
討論……………討論	1 1
採決……………採決	1 1
議案上程（議第4号）	1 1
提案理由の説明……………広域連合長	1 1
質疑……………質疑	1 2
討論……………討論	1 2
採決……………採決	1 2
選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙	1 2
広域連合長あいさつ	1 4
閉会……………閉会	1 4

○出席議員（14名）

1番	佐藤洋樹	議員	2番	斎藤淳一	議員
3番	大山正弘	議員	4番	鈴木照一	議員
5番	秋葉征士	議員	6番	星川久	議員
7番	結城岩太郎	議員	8番	山尾順紀	議員
9番	佐藤忠吉	議員	11番	五十嵐智洋	議員
12番	田中貞一	議員	14番	本間信一	議員
15番	小松原俊	議員	16番	富樫透	議員

○欠席議員（2名）

10番	佐藤誠七	議員	13番	丸山至	議員
-----	------	----	-----	-----	----

○説明のため出席した者

広域連合長	佐藤孝弘	副広域連合長	遠藤直幸
副広域連合長	中川勝	代表監査委員	中村一明
事務局長	丹野仁敬	事務局次長	太田修
会計管理者	柏倉信一	事業課長	村山裕二
総務係長	伊藤寛	企画財政係長	渡辺和彦
資格管理係長	高橋英一	給付係長	志賀俊介

○事務局職員出席者

事務局長（兼務）	丹野仁敬	事務局次長（兼務）	太田修
書記（兼務）	伊藤寛	書記	門脇直樹
書記	矢作悠香		

○議事日程第1号

平成29年2月14日（火）午後2時開議

- 第1 議席指定
- 第2 会期の決定
- 第3 会議録署名議員指名
- 第4 諸報告
- 第5 議第1号 平成29年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第6 議第2号 平成29年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 第7 議第3号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 第8 議第4号 山形県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席指定
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 会議録署名議員指名
 - 日程第4 諸報告
 - 日程第5 議第1号 平成29年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
 - 日程第6 議第2号 平成29年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
 - 日程第7 議第3号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
 - 日程第8 議第4号 山形県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について
 - 日程第9 山形県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
-

午後2時00分 開議

- 議長（秋葉征士君） これより、2月7日告示招集されました平成29年2月山形県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。
- 欠席の通告ありました議員は、佐藤誠七議員及び丸山至議員です。
- 出席議員は、定足数に達しております。
- 本日の議事は、日程第1号をもって進めます。
-

日程第1 議席指定

- 議長（秋葉征士君） 日程第1 議席の指定を行います。
- 平成28年11月4日告示の選挙で当選されました佐藤誠七議員、平成29年1月10日告示の選挙で当選されました佐藤洋樹議員及び結城岩太郎議員の議席を定めます。会議規則第3条第2項の規定により、議長において議席を定めます。現在御着席の議席を議席とします。
-

日程第2 会期の決定

- 議長（秋葉征士君） 日程第2 会期の決定を行います。
- お諮りします。この定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（秋葉征士君） 御異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日1日限りと決定しました。

日程第3 会議録署名議員指名

○議長（秋葉征士君） 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第59条の規定により、議長において指名をします。会議録署名議員に、15番 小松原俊議員、16番 富樫透議員を指名します。

日程第4 諸報告

○議長（秋葉征士君） 日程第4 諸報告を行います。
監査委員から、平成28年8月から平成29年1月に執行した例月出納検査の結果が、地方自治法第292条において準用する同法第235条の2第3項の規定により、議長あて報告されております。
以上で報告を終わります。

日程第5 議第1号、日程第6 議第2号及び日程第7 議第3号

○議長（秋葉征士君） 日程第5 議第1号平成29年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算、日程第6 議第2号平成29年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算及び日程第7 議第3号山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、関連がありますので、一括して上程をいたします。
ここで、提案者の説明を求めます。佐藤連合長。

○連合長（佐藤孝弘君） 議長。

提案理由の説明

○連合長（佐藤孝弘君） ただいま上程されました議第1号、議第2号及び議第3号について、提案理由を御説明申し上げます。

議第1号の平成29年度一般会計予算につきましては、歳入歳出の総額を、それぞれ5億6,688万円とするものです。

議第2号の平成29年度後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出の総額を、それぞれ1,517億558万5,000円とするものです。

議第3号の後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきましては、低所得者に対する保険料軽減措置の軽減判定所得の見直しに伴い、軽減対象となる所得基準額を引き上げるとともに、平成28年度以降における保険料軽減特例措置の見直しを実施するため、所要の改正を行うものです。
詳細につきましては、事務局より御説明を申し上げます。

○事務局次長（太田修君） 議長。

○議長（秋葉征士君） 太田事務局次長。

○事務局次長（太田修君） 初めに、議第1号平成29年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について御説明申し上げます。

議案書1ページをお願いいたします。歳入歳出それぞれ、総額5億6,688万円とするものがあります。詳細につきましては、別冊平成29年度当初予算事項別明細書で御説明申し上げます。

事項別明細書の総括である1ページ及び2ページをお願いいたします。1ページの歳入につきましては、1款分担金及び負担金、2款財産収入、3款繰入金、4款繰越金、5款諸収入で、2ページの歳出につきましては、1款議会費、2款総務費、3款民生費、4款予備費で構成しております。

事項別明細書3ページ及び4ページをお願いいたします。歳入1款分担金及び負担金につきましては、広域連合の運営に対する市町村からの事務費負担金であります。平成29年度における派遣職員人件費の推計に伴う増嵩や地方公会計に係るシステムの整備、運営に要する経費を新たに計上したところであり、この結果、総額5億6,638万4,000円、前年度比較で3,766万3,000円の増となっております。2款財産収入につきましては、財政調整基金の利子であり、昨年と同額の1万円を計上したところであり、3款繰入金は、財政調整基金からの繰入金であります。平成28年度においては、市町村負担金の増額緩和措置として、マイナンバー制度対応の初度経費を主とした550万円を財政調整基金から繰り入れしたところであり、新年度予算においては存目の1,000円のみを計上するものとし、差し引き549万9,000円の減としております。4款繰越金については、平成28年度と同様に存目の1,000円を計上しております。5款諸収入につきましては、1項預金利子について1,000円を計上し、事項別明細書5ページ、2項雑入においては、職員の住居借りに係る負担金を含む48万3,000円を計上したところであり、

続きまして、歳出について御説明申し上げます。7ページ及び8ページをお願いいたします。歳出1款議会費は議員報酬及び議会開催に係る経費等を計上したものであり、前年度より1,000円減の65万8,000円としております。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費につきましては、新地方公会計システム対応業務委託料232万2,000円を新たに見込んだほか、派遣職員人件費負担金について、新年度残留する職員及び新たに派遣される職員を見込み、本年度の実績等から必要な経費を推計し、96万1,000円増の1億5,974万3,000円を計上するなどの結果、一般管理費総額を、平成28年度比で487万円増の1億8,467万4,000円とするものであります。2目財産管理費につきましては、財政調整基金運用利子の積立金であり、前年度同額の1万円を計上しております。

9ページ及び10ページをお願いいたします。2款総務費2項選挙費は、選挙管理委員会委員報酬として前年度と同額の4万8,000円を、3項監査委員費については、監査委員報酬等として4,000円増の9万3,000円を計上したところであり、3款民生費につきましては、特別会計の事務経費に対する繰出金であり、総額3億7,639万7,000円、平成28年度比較で2,719万8,000円の増額として計上しております。この増額要因といたしましては、平成29年6月に予定される郵便料金の改定や、マイナンバー制度の導入による中間サーバーの運用

支援に係る経費の増高等であります。4款予備費につきましては、前年度同額の500万円を計上しております。

11ページをお願いいたします。特別職に係る給与費明細書であり、前年度と比較し、その他の特別職が5名の増員と額にして6万円の増額になっておりますが、これは新たに設置した行政不服審査会委員分を計上したものであります。

以上で、議第1号平成29年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の説明を終わります。なお、議第2号、議第3号については説明員を交代いたします。

○事業課長（村山裕二君） 議長。

○議長（秋葉征士君） 村山事業課長。

○事業課長（村山裕二君） 続きまして、議第2号平成29年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算及び議第3号山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

初めに、議第2号平成29年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

議案書3ページをごらんください。第1条第1項は予算の総額であります。歳入歳出総額は、それぞれ1,517億558万5,000円であります。第2条は一時借入金であります。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を120億円と定めるものであります。第3条は歳出予算の流用であります。地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費を流用できる場合について定めるものであります。

4ページは歳入歳出予算の大まかな一覧表であります。別冊の平成29年度当初予算事項別明細書により御説明申し上げます。

13ページ、14ページをごらんください。事項別明細書13ページ、14ページであります。13ページ、14ページは総括であります。歳入歳出それぞれの合計額の比較では、前年度比1.06%、15億9,749万5,000円の増加となっております。

次に、それぞれの詳細について御説明申し上げます。15ページ、16ページをごらんください。歳入について申し上げます。1款分担金及び負担金について申し上げます。1項1目保険料等負担金につきましては、保険料軽減特例の見直しに伴い、前年度比5億578万1,000円の増、120億9,918万9,000円を計上しております。2目療養給付費負担金につきましては、定率負担として市町村が療養給付費の12分の1を拠出するものでありまして、前年度比1億3,129万9,000円増の120億9,675万4,000円を計上しております。次に、2款国庫支出金について申し上げます。1項1目療養給付費負担金につきましては、定率負担として国が療養給付費の12分の3を拠出するものでありまして、前年度比3億9,389万6,000円の増、362億9,026万円を計上しております。2目高額医療費負担金につきましては、レセプト1件当たり80万円を超える医療費のうち、80万円を超える部分について国と県が4分の1ずつ負担するものでありまして、前年度比1,935万円増の5億2,857万6,000円を計上しております。2項1目調整交付金につきましては、広域連合間の財政力の不均衡を是正する

ために国から交付される普通調整交付金と、広域連合独自の保健事業などに対して交付される特別調整交付金がございます。2つあわせまして前年度比1億6,262万円増の150億2,652万2,000円を計上しております。2目民生費国庫補助金につきましては、健康診査等の保健事業実施及び医療費適正化推進事業に対する国からの補助金でありまして、前年度比49万7,000円の増、6,715万6,000円を計上しております。3目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金につきましては、保険料の軽減特例に対する補てん等のために交付されるものであります。保険料軽減特例の見直しに伴い、前年度比3億5,546万7,000円減の8億6,226万2,000円を計上しております。次に、3款県支出金について申し上げます。1項1目療養給付費負担金につきましては、定率負担として県が療養給付費の12分の1を拠出するものでありまして、前年度比1億3,130万円増の120億9,675万4,000円を計上しております。2目高額医療費負担金につきましては、レセプト1件当たり80万円を超える医療費のうち、80万円を超える部分について国と同様に県が4分の1を負担するものでありまして、前年度比1,935万円増の5億2,857万6,000円を計上しております。

17ページ、18ページをごらんください。3款2項1目県財政安定化基金交付金につきましては、保険料の上昇を抑制するため交付を受けるものでありまして、平成29年度は3億円を計上しております。次に4款支払基金交付金につきましては、社会保険診療報酬支払基金から医療給付費に対する現役世代の負担分として交付されるものでありまして、前年度比6億5,711万5,000円増の605億4,109万7,000円を計上しております。次に5款特別高額医療費共同事業交付金については、国保中央会が事業主体となり、高額医療費の発生による保険者の財政運営の不安定を緩和するため、レセプト1件当たり400万円を超える医療費の200万円を超える部分について、全国レベルで財政調整を行い交付されるものでありまして、これまでの実績に基づき、前年度比679万1,000円増の4,700万円を計上しております。6款財産収入につきましては、医療給付費等準備基金利子収入として300万円を計上しております。次に、7款繰入金について申し上げます。1項一般会計繰入金につきましては、特別会計の事務費にあてるため一般会計から繰り入れするものでありまして、前年度比2,719万8,000円増の3億7,639万7,000円を計上しております。増加した主な内容であります。マイナンバー制度に係る中間サーバー運用に要する経費、後期高齢者医療全般についての周知をラジオにより行うための経費、レセプトデータ分析及び平成29年度中に策定する第2期データヘルス計画策定の委託経費、郵便料金等の改定による経費を計上したことによるものであります。

19ページ、20ページをごらんください。7款2項基金繰入金につきましては、保険料軽減の財源として、医療給付費等準備基金から平成29年度の保険給付費分を繰り入れするものでありまして、前年度と同様の7億5,000万円を計上しております。8款繰越金につきましては、存目のみの計上であります。次に、9款諸収入について申し上げます。1項延滞金、加算金及び過料、2項預金利子、3項2目返納金、3項3目雑入につきましては、存目のみの計上であります。3項1目第三者納付金につきましては、交通事故等により、加害者から責任割合に応じ損害賠償金として受け入れるものでありまして、前年度と同額の9,203万6,000円を計上しております。

次に21ページ、22ページをごらんください。歳出について申し上げます。1款総務費について申し上げます。1項総務管理費につきましては、電算処理業務委託、レセプト点検委託、各種通知等の作成委託、郵便等に要する経費でありまして、前年度比3,046万8,000円増の3億

8, 187万6, 000円を計上しております。増加した主な内容につきましては、歳入の7款1項一般会計繰入金で御説明申し上げたとおりであります。次に、2款保険給付費について申し上げます。2款全体としましては、年々医療費が増加傾向であることなどを考慮し、前年度比1.05%、15億6,516万5,000円増の1,508億565万6,000円を計上しております。1項1目療養給付費につきましては、前年度比15億2,403万8,000円増の1,475億4,374万8,000円を計上しております。2目療養費につきましては、前年度比2,566万4,000円増の10億4,955万1,000円を計上しております。

23ページ、24ページをごらんください。2款2項1目審査支払手数料につきましては、国保連合会に委託するレセプトの審査業務及び医療機関への支払い事務に係る手数料でありまして、前年度比108万8,000円増の4億680万円を計上しております。3項1目高額療養費につきましては、1カ月に支払った医療費の自己負担額が世帯の所得状況等に応じた限度額を超えた場合に支給するものでありまして、前年度比750万5,000円増の10億5,592万4,000円を計上しております。3項2目高額介護合算療養費につきましては、1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計が一定の限度額を超えた場合に支給するものでありまして、前年度比727万円増の1億3,363万2,000円を計上しております。次に、3款県財政安定化基金拠出金につきましては、保険給付費が見込みを上回って増加した場合の財源や保険料上昇抑制の財源として活用するため、県が設置する基金への拠出金でありまして、県との協議で6,043万1,000円を計上しております。

25ページ、26ページをごらんください。4款特別高額医療費共同事業拠出金につきましては、歳入の5款で御説明申し上げた事業に要する経費でありまして、国保中央会への拠出金として、前年度比679万1,000円増の4,715万円を計上しております。次に、5款保健事業費につきましては、市町村に委託して実施している健康診査事業、広域連合が独自に実施している歯周疾患検診事業、また、市町村の特徴を生かして実施する長寿・健康増進事業に対する補助に要する経費として、3億8,417万1,000円を計上しております。なお、新たに、重症化予防等訪問指導事業、保健事業推進リーフレット事業を実施するための経費として約200万円を計上しておりますが、委託料の付けかえにより前年度比236万円の減となっております。6款基金積立金につきましては、医療給付費等準備基金積立金の預金利子でありまして、300万円を計上しております。

27ページ、28ページをごらんください。7款諸支出金につきましては、保険料還付金、還付加算金、償還金でありまして、前年度と同額の1,803万1,000円を計上しております。8款予備費につきましても、前年度と同額の500万円を計上しております。

以上が特別会計予算の説明でございます。

続きまして、議第3号山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案書5ページ、6ページをごらんください。平成28年度以降の保険料軽減措置が閣議決定されたことに伴い、改正を行うものであります。なお、今回の見直しは、後期高齢者医療制度発足時における激変緩和措置として予算措置により実施されてきた保険料軽減措置について、制度の持続性を高めるため、世代間、世代内の負担の公平さを図り、負担能力に応じた負担を求める観点から見直されたものであります。

改正点は4点であります。1点目は、第16条関連であります。低所得者の負担軽減の観点から、被保険者均等割額を減額する基準のうち、2割を軽減する基準については、被保険者数に乗ずる金額を現行の48万円から49万円、5割を軽減する基準については、現行の26万5,000円から27万円とするものであります。2点目は、第31条関連であります。所得の低い被保険者均等割額の軽減については、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給と合わせて実施することとされたため、それまでの間は、均等割7割軽減世帯については、均等割8.5割軽減措置、均等割9割軽減措置を継続するものであります。3点目であります。第32条及び第33条関連であります。保険料の算定に用いる基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の被保険者に対する所得割額の5割軽減措置について、段階的に見直すこととされました。その結果、平成28年度については、所得割額の5割軽減を維持する、29年度については、所得割額を2割軽減とするものであります。4点目は、第34条及び36条関連であります。被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する均等割額の9割軽減措置について、段階的に見直すこととされました。その結果、平成28年度については、資格取得後2年に限らず、均等割額の9割軽減を維持する、平成29年度については、資格取得後2年に限らず、均等割額を7割軽減とする、平成30年度については、資格取得後2年に限らず、均等割額を5割軽減とするものであります。

施行期日は、平成29年4月1日であります。

以上、後期高齢者医療に関する条例の一部改正についての説明でございます。よろしく御審議の上、御決議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（秋葉征士君） 以上で提案者の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

上程議案に対し、御質疑ありませんか。

○11番（五十嵐智洋君） 議長。

○議長（秋葉征士君） 五十嵐智洋議員。

○11番（五十嵐智洋君） いただいた資料の平成29年度当初予算概要というものを見ながら質問いたします。

1ページ、山形県後期高齢者医療の概要について、(3)1人当たりの医療費、平成27年度、82万2,535円、全国の順位等ありますけども、平成28年度、今は途中でですけども、おおよそのこの数値、どのようになるかわかりでしょうか。

○事業課長（村山裕二君） 議長。

○議長（秋葉征士君） 村山事業課長。

○事業課長（村山裕二君） 正確な数字は持ちあわせておりません。先ほどの運営状況の説明のところで申し上げましたが、月平均の医療費が約1億1,000万円ほど、月平均ですが、少なくなっ

ているというふうな状況を申し上げました。そこで安心はできないと考えております。と言いますのは、ちょうど、11月の中旬ころに感染性胃腸炎の警報が出ました。1月に入りましてからインフルエンザ等の警報が出ておりました。そういった関係で、その内訳を見てみますと、高齢者の方の入院がかなり多い。県のデータですけれども、多いというふうな状況でございますので、今後医療費は、今までは1億1,000万円、月平均で落ちていましたが、やはり増加する傾向というふうに認識しておりますので、そのところの数字が今のところは読めませんが、少しは上昇していくものというふうに考えております。

○11番（五十嵐智洋君） 議長。

○議長（秋葉征士君） 五十嵐智洋議員。

○11番（五十嵐智洋君） 社会保障費が今、国家予算の3分の1を占めるという大変な事態になっておりました、こういうことがやはり地方自治体にも、いろんな影響が出ているわけですし、やはり、この後期高齢者医療についても、がんばって適正な金額にしていかなければならないという思いは皆さん一緒だと思います。そこで2番、平成29年度当初予算の特徴についてですけれども、中盤から下のほうにですね、高齢者の方々の健康維持のため、市町村と連携し各種施策を実施するとありまして、この健診事業の受診率を高めるということなんですけれども、一番最後のページ、この資料の6ページの⑤5款保健事業費につきまして、健康診査事業、あと歯周疾患検診事業という大変いいことを行っているんですよ。昨年も私質問したんですけども、この受診率が非常に低いんですよ。歯周疾患に至っては、目標が30パーセントだったけども、8パーセントでしたか。ちょっと詳しい数字は今持ってませんが、そこでその、今回の予算案は、これにその、意欲を示されているんですけども、具体的な取り組みについて伺います。

○事業課長（村山裕二君） 議長。

○議長（秋葉征士君） 村山事業課長。

○事業課長（村山裕二君） 議員御指摘のとおり、医療費の抑制につきましては、やはり健診率を上げることが医療費の削減につながっていくというふうな、いろんな資料を見ましても、国のほうの分析によりましても示されております。そういったことで、健康診査につきましては、年々受診率が上がってきております。目標を22パーセントというふうにしていただいておりますが、平成27年度については20.5パーセントということで、一昨年より、要するに26年度より0.8パーセントほど伸びております。ここは、市町村のほうに委託して実施している事業でもございますので、すぐ22パーセントになるかというところちょっと疑問があるわけですが、いろんな例を、参考になるような例を示しております。前回もそのような答弁はさせていただいたかとは思いますが、そういったことをやりながら、新たなものとしては、重症化予防の訪問指導事業ということでこれも市町村のほうにお願いはするわけなんですけれども、実際に保健師が赴いて相談を受けると。あとは、未受診者に対しての通知等についても勧奨、再勧奨を行っていくということで考えております。

それに伴って健康に対する意識を高めていただくと。それと同時に、先ほど新規事業として健康事業、リーフレット事業を実施するというふうなことを申し上げましたが、健診は受けっぱなしじゃなくて、それ以後も健康を維持する、保持するというふうな意味がありまして、そういったリーフレットをつくっていききたいというふうに考えておりますので、健診のフォローということで新年度はやっていきたいというふうに考えております。歯周疾患につきましては、やはり、まだまだ、何て言うんでしょう、受診率が低いことになっておりますが、昨年の27年度ですと9.76パーセントということで、目標を15パーセントとしております。この15パーセントというのは、以前の40、50、60の10歳刻みでやっていた検診の高いところの数字をとって目標化したものでございますが、そういったことで9.76パーセントということで少しづつは上昇しております。これにつきましても歯科医師会に委託している事業でございますが、なお、市町村との連携、あるいは、来年度、ラジオ広報ということでYBCラジオに生出演しまして、タイムリーな情報を提供したいというふうに考えておりますので、そういったもので少しは受診率が向上するように、こちらのほうとしても努めていきたいというふうに考えております。

○11番（五十嵐智洋君） 議長。

○議長（秋葉征士君） 五十嵐智洋議員。

○11番（五十嵐智洋君） 私は政治家ですので、弁論、言論が、この1番の売り物です。地域の高齢者なんかとお話をしまして、この歯周病等の予防が健康につながるよと、具体的なことをお話をしますとすぐくわかっていただけます。寝る前にです歯をきれいにして寝ると肺炎予防になるよと言うと、そうですかと言って聞いてくださるんですね。やはり、この辺はお役所仕事ではなくて、やはり心に響くような訴え方をしていかなければ、歯周疾患の受診が9パーセント、10人に1人もやっていないということですから、この辺はしっかりとやっていかなくてはならないと思います。ついでに、広域連合長に、やはりこういうことは政治主導でですね、やってきておられると思うんですが、どのようにお考えかお願いいたします。

○連合長（佐藤孝弘君） 議長。

○議長（秋葉征士君） 佐藤連合長。

○連合長（佐藤孝弘君） 御指摘、ごもっともかと思えます。私も一方で、山形市長としてもですね、きのう予算の内示もありましたが、そこで歯周病のですね、簡単な検査キットを導入して、実験的にですね、そうした動きを広めていくというのは一自治体としてもやっているところでありますので、この広域連合といたしましてもですね、おっしゃるようになんとかちゃんと伝わる形でないといけないなと思えますので、しっかり心がけていきたいと思えます。

○11番（五十嵐智洋君） はい、わかりました。

○議長（秋葉征士君） ほかに御質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（秋葉征士君） 御質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（秋葉征士君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

これより採決をします。

お諮りします。日程第5 議第1号平成29年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算、日程第6 議第2号平成29年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算及び日程第7 議第3号山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についての議案3件を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（秋葉征士君） 御異議なしと認めます。

したがって、日程第5 議第1号、日程第6 議第2号及び日程第7 議第3号の議案3件については、いずれも原案のとおり可決されました。

日程第8 議第4号

○議長（秋葉征士君） 日程第8 議第4号山形県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員の選任についてを上程いたします。

この場合、提案者の説明を求めます。佐藤連合長。

○連合長（佐藤孝弘君） 議長。

○議長（秋葉征士君） 佐藤連合長。

提案理由の説明

○連合長（佐藤孝弘君） ただいま上程されました議第4号について、提案理由を御説明申し上げます。

議第4号につきましては、山形県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第21条第1項の規定に

より、当広域連合に置く情報公開・個人情報保護審査会の委員の任期が、来る3月31日をもって満了するため、井上弓子委員、熊谷誠委員、今野健一委員、佐多和子委員及び諸橋哲郎委員の5人を重ねて選任することについて同意を求めようとするものです。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（秋葉征士君） 以上で提案者の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

上程されました議案に対し、御質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（秋葉征士君） 御質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（秋葉征士君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

これより採決をします。

お諮りします。日程第8 議第4号山形県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員の選任についてを原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（秋葉征士君） 御異議なしと認めます。

したがって、日程第8 議第4号については、原案のとおり同意されました。

日程第9 山形県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補助員の選挙について

○議長（秋葉征士君） 日程第9 山形県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補助員の選挙を行います。

お諮りします。山形県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によって行うことを御提案しますが、これに御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（秋葉征士君） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法については、指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（秋葉征士君） 御異議なしと認めます。

したがって、指名の方法については、議長において指名することに決定しました。

最初に、山形県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員を指名します。山形県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員に、細谷伸夫さん、岩城慎二さん、高橋春美さん、栗原啓市さんの4名を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました4名を山形県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員選挙の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（秋葉征士君） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいまの4名が山形県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、山形県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員補充員を指名します。山形県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員補充員に、佐藤澄子さん、安部信雄さん、勝見祐子さん、佐藤昌子さんの4名をお手元に配付しております文書に記載した順位のとおり指名します。

お諮りします。ただいま指名しました4名を山形県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員補充員選挙の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（秋葉征士君） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいまの4名が、お手元に配付しております文書に記載した順位のとおり、山形県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

以上で、山形県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を終わります。

○議長（秋葉征士君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

この際、広域連合長から発言を求められておりますので、これを許可します。佐藤連合長。

○連合長（佐藤孝弘君） 議長。

○議長（秋葉征士君） 佐藤連合長。

広域連合長あいさつ

○連合長（佐藤孝弘君） 広域連合議会 2 月定例会が閉会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日の 2 月定例会に提案いたしました各案件につきまして、慎重なる御審議を賜り、それぞれ御決議、御同意をいただきましてまことにありがとうございます。

さて、後期高齢者医療制度も、平成 20 年 4 月に施行して、まもなく 9 年が経過しようとしております。制度自体だいぶ安定してきたものと思われませんが、このたび国においては、制度の持続可能性を高めるため、世代間の負担の公平、負担能力に応じた負担などの観点から、保険料軽減特例や高額療養費自己負担限度額の見直しを行ったところでございます。また、高齢化の進展や医療技術の高度化などに伴い、被保険者数や保険給付費は年々増加が見込まれ、本制度を含む医療保険制度改革に関する議論がさらに深まっていくものと思われまます。こうした中にありまして、私ども広域連合といたしましては、国の動向を注視しながら、被保険者の皆さまが安心して必要な医療を受けることができるよう、制度の円滑な運営に努めるとともに、市町村との連携を密にしながら、健康の維持増進を図ってまいりたいと考えております。

議員の皆さまにおかれましては、健康に御留意の上、後期高齢者医療制度の確実な運営のため、なお一層の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日はまことにありがとうございました。

○議長（秋葉征士君） 以上で、平成 29 年 2 月山形県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。

午後 2 時 53 分 閉会

会議規則第59条の規定により下記に署名する。

議 長 秋 葉 征 士

署名議員 小松原 俊

署名議員 富 樫 透